

伊丹市熱中症対策指定暑熱避難施設募集要項

1 目的

本要項は、国の熱中症対策実行計画に基づき、市民等のために暑さをしのぐ避難場所として、また、平時からの熱中症を予防するための休息場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するため定めるものである。

2 募集施設

市内の民間施設

3 期間

4月第4水曜日または同意書に同意した日から10月第4水曜日
なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じる。

4 クーリングシェルター指定の要件

クーリングシェルターは次の要件を満たすものとする。

- ① 開館または営業時間中は、避難者が自由に出入り可能とする。
- ② 冷房設備は、適切に維持管理及び稼働する。設定温度は、避難者が快適に過ごせる温度とする。
- ③ 受け入れ可能人数に応じて、一人あたりの空間を適切に確保する。併せて、休憩できる椅子・ソファ等を配置する。（原則3名程度以上）
- ④ 避難者の熱中症予防のための水分補給等を可能とする。
- ⑤ 避難者にはクーリングシェルターであることがわかるよう掲示を行う。（指定後にのぼり等の啓発物品を配布）
- ⑥ 環境省の熱中症予防情報について積極的に取得し、把握に努める。
- ⑦ 熱中症特別警戒情報発令時は、公表している日時において必ず開放する。
- ⑧ 市からクーリングシェルターの指定を受けるにあたり同意できること。

5 応募方法

別添「伊丹市熱中症対策指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）応募票」に必要事項を記載の上で、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法によって、伊丹市総務部危機管理室に提出する。

6 応募期間

3月第3火曜日から4月第4火曜日まで
なお、上記募集期間終了後も応募は随時、受付ける。

7 応募受付後の流れ

応募受付後、順次

応募内容の確認、協議、審査

指定後、啓発物品の配布

4月第4水曜日以降

運用開始 指定施設の公表（市ホームページ等）

8 啓発物品の配布

指定後に、以下の啓発物品の配布を行う。

掲示方法等については、各施設の実情に応じる。

のぼり（60cm×180cm）



マグネットシート（11cm×18cm）



台座・ポールも合わせて配布

9 その他

応募内容等により市から指定されない場合あり。

10 応募先

住所 664-8503 伊丹市千僧1-1 伊丹市防災センター

宛名 伊丹市 総務部 危機管理室

TEL 072-784-8166

FAX 072-784-8172

Email kikikanri@city.itami.lg.jp